

# 国際人権活動

2013年12月20日（金）第121号

国連経社理特別協議資格NGO  
 国際人権活動日本委員会  
 〒170-0005東京都豊島区南大塚  
 2-33-10 東京労働会館 1F  
 tel:03-3943-2420 fax:03-3943-2431  
 e-mail:hmr rights@yahoo.co.jp

## 自由権規約第6回日本審査に向けて

### リスト・オブ・イシューが出されました

来年7月に予定されている、自由権規約第6回日本政府報告に向けて、NGOと規約委員のプレ・セッションが10月24日に行われ、11月12日（火）、28項目にわたるリスト オブ イシューが出されました。松田事務局長の翻訳ができましたので掲載します。政府報告の締め切りは2014年2月1日（土）です。審査に向けてカウンターレポートの準備をしましょう。

#### 自由権規約委員会

#### 第6回日本政府定期報告に関する質問事項 (リスト・オブ・イシュー) \*

##### 規約が実行されている憲法上および法的枠組み

1. 締約国の報告（CCPR/C/JPN/6、パラグラフ7および8）による情報に関して、規約の条項が裁判所によって直接行使されそうな状況について更に説明してください。規約の条項が裁判所によって直接行使された事例があるとすればそれを示してください。そしてどのような効果があったか。
  2. 規約委員会の前回の勧告（CCPR/C/JPN/CO/5、パラグラフ9）に照らして、パリ原則に則った独立した国内人権機関の設立に向けて締約国の進展があったか、最新の情報を知らせてください。
  3. 規約に付随する第1選択議定書の承認の可能性と、この議定書にある個人通報制度の受け政治機能や政策決定の地位に対して、男女の均等な参加や少数派女性の適正な参加を保障する短期の措置を含む、措置について、
- (c) 仕事上の男女の不平等、特に男女間の賃金格差（CCPR/C/JPN/6、パラグラフ60～64）を解消するために政府によって導入された、いわゆる「入札制度」や「男女間の賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」によって



プレ・セッションで発言した日本委員会の参加メンバー

- 達成した結果について、
- (d) 職場における性的ハラスメントは法により罰せられるかについて（CCPR/C/JPN/CO/5、パラグラフ13）、
  - (e) 妊娠や出産による働く女性の解雇や不利益な取り扱いに関する報告について、
  - (f) 政治機能や政策決定の地位における女性の参加について、民族性や性差に基づいて分類された統計データについて（CCPR/C/JPN/6、パラグラフ54と59）。
  7. ドメスティック・バイオレンスをなくすために、意識向上キャンペーンや警官、検事、裁判官、そして衛生管理者などに取られた具体的な対策に関する情報を示してください。そして、外国人移住者や少数派の女性、および同性愛カップルを含む、性的およびドメスティック・バイオレンスの被害者に対する苦情申立て機関への連絡手段やリハビリを改善するために取られた措置に関する情報を提供してください（CCPR/C/JPN/6、パラグラフ93～100）。規約委員会の前回の勧告（CCPR/C/JPN/CO/5、パラグラフ14）に照らし、締約

### 当面の日程 第1回幹事会

★1月20日（月）16時30分～ ★東京地評応接室

国がレイブを職権による訴追を条件として、刑事犯罪として取り扱うことを考慮しているか示してください。(a) 異議申し立て受付の件数 (b) 実施された調査、(c) 科された処罰のタイプ、そして、(d) 性的およびドメスティック・バイオレンスにより犠牲者に与えられた補償について、性別、年齢、被害者の国籍および民族性に分けて情報を提供してください。

8. 性的指向や性同一性に基づく差別を無くすための、「性同一性障害者を取り扱うための特例法」を含む、現行の法律や戦略計画に関する情報を提供してください。性的指向や性同一性に基づく差別を解消するための、「第3次男女共同参画基本計画」の影響を評価する入手可能な研究を含む、情報を提供してください。公営住宅法の最近の改正にも関わらず、同性に入居が公営住宅制度から排除されている報告について意見を述べてください(CCPR/C/JPN/6, パラグラフ326と327)。
9. 規約委員会の前回の総括所見 (CCPR/C/JPN/CO/5, パラグラフ30) に照らして、国民年金法に規定されている年齢要件によって影響された日本国籍を有しない人たちに取られている過渡的な取り決めに関する情報を提供してください。
10. 憎悪や差別をかき立て、一定の人たち、特に在日朝鮮人・韓国人やLGBT (レズビアン、ゲイ、両性愛者、性同一性障害者) を標的とする声明や言論に対して、締約国が取り組んでいる対策の情報を提供してください。人種的優位性のプロパガンダの流布や「日本人のみ」のような営業上の表示、そして被差別部落民への否定的な固定観念に対する取り組みに関する情報を提供してください。

**生きる権利、拷問または残虐な、非人道的あるいは品位を傷つける取扱いの禁止、自由を奪われた人たちへの取扱い、そして公平な裁判を受ける権利**

(-第6条、7条、9条、10条、そして14条)

- 1.1. 精神保健および精神障害者福祉に関する法律の最近の改正にも拘わらず、精神障害者の多数が本人の意志に反して、長期にわたり入院させられている方針が継続している、との報告に関して意見を述べてください。精神障害者の入院に代わる選択肢があるのか、また意思に反する処遇に対する司法審査への申立て含む、効果的な法的保障措置が設置されているか示してください。
- 1.2. 死刑廃止と自由権規約・第2選択議定書の承認に関する締約国の見解についての最新の情報を

を提供してください。2009年以降の、(a) 死刑判決件数、(b) 死刑執行件数、(c) それぞれの有罪判決の理由、(d) 犯罪時における犯罪行為者の年齢と出身民族 (CCPR/C/JPN/6, パラグラフ103)、(e) 死刑判決における上告件数と結果、そして (f) 恩赦の権限が与えられた件数についての情報を提供してください。

- 1.3. 下記に関する情報を提供してください。
  - (a) 締約国は、規約第6条2項の意義の範囲内で(CCPR/C/JPN/CO/5, パラグラフ16)、「最も重大な犯罪」に対してのみに死刑を制限するという法律の改正を意図しているか、について、
  - (b) 健康に問題や障害のある被収容者を含め、死刑確定者が期間を引き延ばされて独居房に収容され、外部の人との連絡を制限されているとの申立てについて、
  - (c) 締約国が死刑確定者やその家族に死刑執行日を知らせない方針の検討を予定しているかについて、
  - (d) 死刑に関する法務大臣の研究グループや締約国の追跡措置の調査結果について、
  - (e) 死刑執行の即時停止 (モラトリアム) を採択することに関する締約国の姿勢について、
  - (f) 死刑の事例において必須の検討制度を導入するために講じられた措置について、
  - (g) 死刑確定者とその弁護人との接見に関して厳格な秘密性を保障するための取られた手段について、
  - (h) 恩赦申請のための手続きの透明性を促進し、再審と恩赦の請求による一時停止の効果を確保するために講じられた措置について、
  - (i) 「精神喪失」状態にある死刑確定者の処刑禁止が実際に保持され (CCPR/C/JPN/6, パラグラフ113)、死刑確定者が処刑される際に、「精神喪失」の有無を決定する手続きを確保するための措置について、
  - (j) 高齢の死刑確定者を死刑執行する方針を検討するために講じられた措置について (CCPR/C/JPN/6, パラグラフ113) について。
- 1.4. 規約委員会の前回の勧告 (CCPR/C/JPN/CO/5, パラグラフ18) に照らし、「代替収容制度」(ダイヨウカンゴク) を廃止するために講じた対策についての情報を提供していただきたい。代替収容制度が悪用されて使われ続けているとの報告に関してコメントしてください。
- 1.5. 下記に関する情報を提供してください。
  - (a) 取調べにおける録音・録画の記録の実験的な採用 (CCPR/C/JPN/6, パラグラフ143~148) の結果とこの問題に関する法務省諮問委員会の調査

結果 (CCPR/C/JPN/6, パラグラフ150) について、

- (b) 法廷に提出された録音・録画の記録が時編集されているとの申立てについて、
- (c) 取調べを受けている間、被収容者は弁護人との接見が保障されるために講じられる対策について、



パレ・ウィルソンで行われたプレ・セッションの会場。

- (d) 警察の留置場内における被収容者の取調べにおいて、厳格な時間制限を確保するための立法措置の採択について、
- (e) 安全基準の「基準4」により被収容者に科されている、独居房を含む、制限の使用について、
- (f) 自由を奪われている被収容者が家族と定期的に連絡ができるために講じられている措置について、
- (g) 公判前拘留の使用と期間を制限する立法措置を含めた対策について (CCPR/C/JPN/CO/5, パラグラフ19)、
- (h) 高い有罪率と有罪の自白への過度の偏重に取り組みられている対策について、そして、
- (i) 取調べ中を含む、自由を奪われた被収容者に対する拷問や虐待に関するすべての異議申立書や不服申立書の報告を、迅速かつ公平に、そして効果的に調査する権限を有する有意義で独立した機関の存在について (CCPR/C/JPN/6, パラグラフ132~134)。

### 宗教、言論、そして表現の自由

(第18条、19条)

16. 締約国により調査並びに訴追されなかった拉致、強制的な信仰の放棄、そして強制的な信仰の非放棄の事例に関する報告についてコメントしてください。
17. 規約委員会の前回の総括所見 (CCPR/C/JPN/CO/5, パラグラフ10) に照らし、締約国は、「公共の福祉」の概念を定義する法律を採択し、そして「公共の福祉」に基づく宗教、言論、そして表現の自由に関する制限が規約で許容され

ている如何なる規定を超えないことを明示する意向があるか、示してください。教職員が学校の儀式において起立して国歌を斉唱することを拒否することにより、賃金カットや停職、そして解雇を含む処罰の対象になっていたとの報告に関して意見を述べてください。

### 外国人の追放と拘留

(第7条、9条、および13)

18. 下記に関する最新の情報を提供してください。
  - (a) 改正された出入国管理制度及び難民認定法の第53条 (CCPR/C/JPN/6, パラグラフ114と115)は、規約第7条に規定されているノン・ルフールマン原則が十分に尊重され効果的に実行されるために講じられている措置について、
  - (b) 独立した不服申立機構を確立するためと、難民認定を却下された申請者が、不認定に対する異議申立書を提出する前に強制送還されないよう取られた措置について (CCPR/C/JPN/5, パラグラフ25)、
  - (c) 外国人が強制送還の手段中に虐待を受けないよう、そして、もし虐待が発生した場合、効果的な救済と補償の手段がとれるために講じられた措置について、
  - (d) 提出された不服申立と実施された手続の件数、そして有罪判決と罪状に関する情報について。
19. 難民申請者の収容に対する代替施設の利用に関する情報、並びに難民申請者の収容施設は最後の手段の利用とするために講じられた措置に関する情報を提供してください。多数の不法外国人移住者や難民希望申請者が長期にわたり、

法的検討の不十分な状態で収容されているとの報告に関して意見を述べてください。締約国は、難民希望の子どもたち、特に同伴者なしの子どもたちの収容を防止し、子どもたちに十分な配慮や援助をおこなうために、どのような措置を講じてきましたか？入国者収容所等視察委員会の独立性と有効性を強化するために講じられた措置を示してください。（CCPR/C/JPN/6, パラグラフ156）

### 少数派に属する人たちの権利

#### （第26条と27条）

20. アイヌや沖縄の人々は、教育や社会参加、そして雇用において未だに差別に直面しているとの報告について意見を述べてください。彼らの文化遺産、伝統的生活様式、そして土地の権利を保護し、促進するために講じられた措置を示してください。アイヌや琉球・沖縄の子どもたちが独自の文化を彼らの言語で教育されるために、どのような対策が取られてきましたか（CCPR/C/JPN/6, パラグラフ335）？

21. 少数派の子どもたちに対して十分な教育を保障するために、どのような進展があったか明示してください。締約国は朝鮮人学校に通う高校生に対する授業料無償化の適用を考慮しているか、その情報を提供してください。締約国は、朝鮮高校の卒業証書を直接の大学入学資格証書として認めますか？

### 奴隷制度と奴隷状態の排除

22. 規約委員会の前回の総括所見に照らし（CCPR/C/JPN/CO/5, パラグラフ22）、締約国は第2次世界大戦時の軍隊による性奴隷制度、いわゆる「従軍慰安婦」制度の被害者への迫害に対して、いかなる法的責任を認めようとしているか、その情報を提供してください。締約国は、被害者に十分かつ有効な救済を行うために立法および行政措置を講じ、真実を調査して犯罪実行者を訴追し、この問題について一般の人々に教育を施し、そして政府高官や公的有名人による事実を否定する最近の動向に対して、対策を取る意向があるか委員会に知らせてください。

23. 下記の情報について知らせてください。

- (a) 「人身取引対策行動計画2009」の実施で考えられる影響について（CCPR/C/JPN/6, パラグラフ116と117）、
- (b) 被害者の身元確認を促進し、人身取引の被害者の保護とリハビリを促すために取られた措置に

ついて（CCPR/C/JPN/6, パラグラフ123～125）、

(c) 人身取引に対する締約国の対策を実施する際に関わる専門家、すなわち警察官、裁判官、検察当局、そして社会福祉担当者に対する研修計画について、そして

(d) 締約国を中継して入国し出国する人身取引に関する性別、年齢、そして出身国別に区分した統計データ、並びに犯罪実行者についての起訴件数、有罪件数、そして処罰に関する情報について（CCPR/C/JPN/6, パラグラフ119～122）。

24. 改正された出入国管理制度及び難民認定法で保障されている労働権を、特に研修・技能実習生に関連して、実行させ点検するために講じられた措置について情報を提供してください。研修・技能実習生への強制的な労働でもたらされていると言われる性的搾取や状況に取り組むために、どのような対策が講じられてきたか示してください。

### 子どもの権利

#### （第24条と26条）

25. 婚外子に対する差別的な法規定を改正するための締約国の取り組み（CCPR/C/JPN/6, パラグラフ315～318）に関する最新の情報を提供してください。国籍取得や相続権、そして出生届けに関して、外国人移住者に対する継続的な差別の解消のため対策について情報を提供してください。

26. 規約委員会の前回の勧告に照らし（CCPR/C/JPN/CO/5, パラグラフ27）、締約国は性交合意に関する最低年齢を現行の13歳から引き上げるために、刑法を改正する意向があるか委員会に知らせてください。

27. 家庭内や他のどのような状況においても、明確に体罰を禁止するために講じられている措置に関する最新の情報を示してください（CCPR/C/JPN/6, パラグラフ311と312）。

### 規約に関する情報の普及

28. 裁判官、公務員、警察官、そしてその他の法執行官、弁護士、そして教師の規約に関する意識を高めるための取り組みについて情報を提供してください。また、この政府報告の準備過程において、民族のおよび少数派のグループや市民社会、そしてNGOとの係わりについての更なる情報を提供してください（CCPR/C/JPN/6, パラグラフ23と24）。

2013年10月24日、ジュネーブのパレ・ウィルソン（国連人権高等弁務官事務所）で、第6回自由権規約審査に向けて、日本政府に対するリスト・オブ・イシュー（質問事項）の採択に先がけ、委員とNGOによるミーティングが行われた。これは報告書提出後の人権状況の進展・変化について、NGOからの情報提供を目的として開催された。

ミーティングには、日本政府報告を担当する4名の委員を含む7名の委員が参加し、NGOは6団体（参加者は14名）。限られた時間内で順次発言を行なった。国際人権活動日本委員会からは、6名が参加し、4名が発言した。

- 自由権規約第22条の「結社の自由」に違反するとして「日本航空不当解雇」問題。（松田）
- 「日の丸・君が代」問題で、累積加重処分は「裁量権の逸脱」であるとの判断を示した最高裁判決にも関わらず、強圧的な施策を続ける都教委の人権侵害。（新井）
- 停職処分を受けた立場から、思想を侵す政府行政の姿勢を喚起。（渡辺）
- 「板橋高校卒業式事件から『表現の自由』をめざす会」を代表して、「公共の福祉」の恣意的解釈によって、意見、言論、表現の自由の権利が大幅な制限を受けている状況。（賀谷）

他のNGOからは、「反差別国際運動（IMADR）」が橋下大阪市長の出身の報道を例に部落問題の現状。「日弁連」は死刑制度、慰安婦問題、朝鮮学校の無償化排除、韓国・朝鮮人に対するヘイトスピーチの問題など。「国境なき人権」が信者の監禁、「言論・表現の自由を守る会」が人間の安全保障の問題、「監獄人権センター」がスカイプを使って拘禁の問題を発言した。

### 委員たちから出された質問

- ・ニューマン氏（アメリカ）：最高裁判決が下されるような重要な問題の判決文の翻訳文が公開されているか。
- ・フリントマン氏（オランダ）：死刑や国旗・国歌の強制のような重要な問題が、日本において国際基準、人権に基づいて議論されているか。
- ・サイバート・フォール氏（ドイツ）：学校での国旗・国歌崇拝の教師への強制が、生徒とその親にも行なわれているのか。
- ・シャニー氏（イスラエル）：刑事事件に関して、2011年において99パーセントの有罪率が報告されているが、2012年も同じような有罪率か。ま



パレ・ウィルソンをバックに。新井さん、賀谷さんと。

た部落問題に関してだが、これは全国的な問題か、あるいは地域の問題か。

- ・マジョディーナ氏（南アフリカ）：男女平等の問題、たとえばDV（ドメスティック・バイオレンス）や朝鮮半島から連れ出された慰安婦の問題などは市民の間で議論されているのか。

これらの質問には各NGOが答えた。

最後にフリントマン氏から「情報を提供しにジュネーブまで来ていただき感謝する。NGOの情報で内容が重複しているものがある。資料作成上、また、事務局や委員の労力軽減の面からもNGO同士で調整してくれると有り難い」との発言があった。

### リスト・オブ・イシューが発表

11月12日、28項目からなる「第6回日本政府定期報告に関する質問事項（リスト・オブ・イシュー）」が発表され（1～4ページ参照）た。「宗教、言論、表現の自由」（第18条、19条）に関する質問として、「日の丸・君が代」問題が取り上げられた（17項）。

NGOミーティングに向けて問題の本質を訴えたカウンターレポートの提出、現地でのマスコミ各社への資料配布、各委員へのロビーイングが、委員たちから多くの質問を引き出したと思う。すでに規約19条に関する一般的意見34で「旗およびシンボルに対して敬意を払わないことに関する法令に対して懸念」を表明し、「厳しい処罰を与えてはならない」と言及している。また「表現の自由の制限のために、自由裁量を与えるものであってはならない」と「公共の福祉」のような曖昧な概念について言及している。

日本政府からの十分な回答がなければ、審査を経て規約委員会から規約の履行を求めて懸念・勧告が提示されると思う。日本が国際基準に則った人権国家となるよう、規約委員会の勧告を早急に実施させるための運動が求められる。

## 前号(119号)からの活動日誌

11月18日 ニュース120号発行  
11月19日 ストップ過労死 院内集会  
11月21日 ストップ秘密保護法大集会  
11月26日 えん罪原因調査委員会の設置を求める  
院内集会  
集会「メディア現場から秘密保護法に意義あり」  
11月29日 ネット闘争終結報告集会

11月30日 移住労働者ユニオン総会  
12月2日 レッドパージ全国連絡センター総会  
12月4日 秘密保護法反対国会包囲「人間の鎖」  
12月5日 「国旗・国家尊重義務化反対院内集会」  
東京労働会館総会  
JAL契約制CA雇い止め裁判報告集会  
12月6日 秘密保護法反対大集会

## 掲示板

### <裁判傍聴>

- JAL不当解雇撤回裁判東京高裁控訴審 結審  
・客室乗務員 12月24日(火) 10時30分～ 東京高裁101号法廷  
・パイロット 12月26日(木) 午前中(時間未定) 東京高裁101号法廷

### <集会・シンポ・イベント>

- 久村信政さん(造船連絡会)を偲ぶ会  
・12月14日(土)12時30分～兵庫県民会館10階
- 国連勧告の実現を！NGO集会  
・12月14日(土) 18時45分～  
・明大リパティタワー6階1063号
- 原発再稼働反対・12・22国会大包围  
・12月22日(日)13時～17時  
・日比谷野外音楽堂・国会議事堂周辺
- ★再稼働反対首相官邸前抗議金曜日行動は、20日、27日も続けます。
- 大阪泉南アスベスト院内集会  
・12月25日(水) 16時～

何が秘密かもわからないのに、秘密を漏らしたり、漏らすよう求めたりすると懲役10年の重罪に。こんな恐ろしい法律が、あれよ、あれよという間に、国会に上程され、公聴会の意見も無視、審議も不十分なまま圧倒的多数の自公政権で強行採決され6日深夜成立した。「戦争は秘密から始まる」と言われる。日に日に広がる反対の声を無視する自公ファッショ政権に国内だけでなく国連人権機関からも懸念の声があがっていた。

## 秘密保護法強行採決で成立

国連人権高等弁務官のピレイさんは「日本国憲法と国際人権法の観点から強い懸念を表明し、日本政府に対し「内外の懸念に耳を傾けるよう」促した。人権理事会「表現の自由」特別報告者フランク・ラルーさん、「健康に対する権利」特別報告者のアナンド・グローバーさんも「内部告発者や報道に深刻な脅威」「大惨事のときの正確な情報」を懸念する声明を発表した。

### 中神校長による思想差別及び名誉毀損事件

### デタラメ判決で原告敗訴

原告 田畑和子

1995年度の都教委再雇用で田畑は中神校長の捏造した理由で不合格になりました。以来、裁判で争っても不当判決を受け続けてきました。この第三次訴訟は、二次訴訟までに判明した事実に基づき提起したものです。

2013年12月2日、東京地裁民事18部(裁判長吉田徹)が言い渡したのは、裁判官の事実無視による不当判決でした。

1, 被告中神の「豊島区教委への報告文書」は、南京大虐殺を否定する見解もある、と生徒の文

化祭展示物に介入した校長への担当教師の当然の批判を、原告を中心とする労働組合がなした、と歪曲したものでした。しかし、判決は、原告の思想・良心について報告するものではない、として被告中神を免罪しました。

2, 「生徒の自殺隠蔽」について、職員朝会で真実を伝えるよう求めた田畑を、事故との前提で中神は陳述書で貶めました。自殺であると区教委も認めているのに、判決は、記憶に基づく陳述書は違法ではないとしました。

3, 「田畑を所属させる学年編成に苦慮した」は作り話であるにも関わらず、それを一顧だにしませんでした。裁判所は、戦争責任否定や自殺隠蔽に荷担したのです。田畑は、控訴して闘います。